

京都府子どもの読書活動推進計画の改定について

令和6年9月
学校教育課
社会教育課

1 趣 旨

- (1) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。
- (2) そのため、京都府では、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、「京都府子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働した施策を計画的に実施している。
- (3) こうした中、令和5年3月に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が国において閣議決定されたことから、京都府においても、その内容を参酌するとともに、府内の実情を十分に踏まえ、「京都府子どもの読書活動推進計画」を改定する。

2 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間） ※現計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

3 検討体制

京都府子ども読書活動推進会議を設置し協議・検討

構成：学識経験者、図書館関係者、学校教育関係者、PTA代表、民間関係者、
市町（組合）教育委員会関係者

4 主な検討内容

国の計画等を踏まえて、新たに京都府の計画に盛り込む内容

- (1) 家庭における読書活動の推進
 - ・読書の楽しさを感じ、読書活動に親しめるような情報提供
 - ・保護者が子どもと一緒に読書に親しみ、興味や関心を引き出す取組への支援
- (2) 学校等における読書活動の推進
 - ・探究的な学習に使用できる図書を含めた学校図書館の蔵書の充実
 - ・学校図書館における読書機会と心の居場所の保障
 - ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ・「ことばの力」を育む好事例や言葉や本への関心を高める好事例の広報
- (3) 地域における読書活動の推進
 - ・子どもの視点を踏まえた取組やデジタル社会などへの対応、図書館における読書環境の充実
 - ・子どもの読書活動を支援する団体等が行う読書に親しむ活動への支援

5 今後の進め方（予定）

令和6年9月	議会報告（概要）
12月	議会報告（中間案）
令和7年1月	パブリックコメント実施
2月	議会報告（最終案）
3月	策定